

## 一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）定款第54条の規定に基づき、当法人の活動状況、運営内容及び財務資料等を公開（以下「情報公開」という。）するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (法人の責務)

第2条 当法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第4条に規定する資料につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 次条に規定する資料を閲覧した者は、これによって得た情報をこの規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第4条 情報公開の方法は、対象資料に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き又はインターネットによるものとする。

### (公告)

第5条 当法人は、法令並びに定款第48条第4項の規定に基づき、貸借対照表について公告するものとする。

2 前項の公告の方法は、定款第4条の規定に基づくものとする。

### (公表)

第6条 当法人は、役員等の報酬基準について、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表の方法は、役員等の報酬等の支給に関する規程を事務所備え置き又はインターネットを利用する方法によるものとする。

### (資料の事務所備え置き)

第7条 当法人は、情報公開の対象資料（以下「公開対象資料」という。）を事務所に備え置きし、正当な理由を有する者に対し閲覧させるものとする。

### (公開対象資料)

第8条 当法人において公開対象資料は、次の各号とする。

#### (1) 定款

- (2) 正会員名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 役員の報酬規程
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (8) 前号の監査報告書

2 公開対象資料は、一般に閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。

3 第1項第2号及び第3号について、当法人の会員以外から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所・連絡先等保護されるべき個人情報に係わる記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。

4 公開対象資料は、当法人が定める場所に常時備え置き又はインターネットを利用して公開するものとする。

(閲覧場所・閲覧時期)

第9条 公開対象資料の閲覧場所は、当法人の事務局とする。

2 閲覧の日は、当法人の業務日とし、閲覧時間は当法人の業務時間内とする。

(閲覧等の事務)

第10条 閲覧希望者から公開資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 閲覧申請書(様式1)に必要な事項の記入を求め、提出を受ける。

(2) 閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿(様式2)に必要な事項を記載し、閲覧に供する。

2 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長があらかじめ指名した者が説明するものとする。

3 前項の説明にあたっては、当法人の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

第11条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

(電磁的記録)

第12条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求については、法令の定めるところによる。

(管理)

第 13 条 当法人の情報公開に関する事務は、当法人の事務局が管理する。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、2024年3月23日から施行する。

様式 1

情 報 公 開 資 料  
閲 覧 申 請 書

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟

会 長 様

申込年月日	年 月 日
申 込 者	
申込者住所	〒 ー
電話番号	

私（申込者）は、下記閲覧目的に従って閲覧対象資料から得た情報をその目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧の目的
閲覧対象資料（該当する者を○で囲んで下さい。） （１）定款 （２）会員名簿 （３）役員の名簿 （４）財産目録 （５）役員の報酬規程 （６）事業計画書及び収支予算書 （７）事業報告書及び収支計算書等の計算書類 （８）前項の監査報告書

